



三浦法律事務所 ホーチミンオフィス開設のお知らせ

2023年11月21日

三浦法律事務所（M&P）は、2024年2月にホーチミン（ベトナム）に拠点を開設いたします。

ホーチミンオフィスについて

三浦法律事務所は2021年より「アジアプロジェクト」の一環として、アジア・新興国に特化したコンサルティングファームであるM&Pアジア株式会社を共同設立し、三浦法律事務所と提携することで、法務だけでなく、会計・税務・財務・人事労務まですべてワンストップでサポートするサービスを提供してまいりました。このワンストップのサポート体制をさらに強固なものにすべく、三浦法律事務所のベトナムオフィスを開設することによって、法務サポートのさらなる強化を図ります。

ベトナムオフィスでは、日本法弁護士及びベトナム法弁護士によりベトナム法及び現地のビジネス環境を踏まえた最適なソリューションを提供します。日本企業の新規進出のサポート、事業提携、企業買収や法令改正への対応サポートなどの幅広いサービスを提供致します。また、ベトナムだけでなくアジア全体のクロスボーダー案件にも対応可能です。

ホーチミンオフィス概要

名称：MIURA & PARTNERS LPC VIETNAM（ベトナム語：CÔNG TY LUẬT TNHH MIURA & PARTNERS LPC VIỆT NAM）

業務開始日：2024年2月（予定）

所属弁護士等：3～4名のベトナム法弁護士が所属予定です。また、ベトナム語対応も可能な井上諒一弁護士は定期的にホーチミンとジャカルタを行き来し、現地のクライアントをサポートする体制を構築いたします。

三浦法律事務所について

三浦法律事務所は、「これまでにない新たなプロフェッショナルファームを作る」ことを志した弁護士が結集して2019年1月に開設されました。この志に共感した弁護士が設立後も後を絶たず、設立から5年目となる現在、90名以上の弁護士が所属しています。

私たちが目指すのは、単なる「クライアントへのリーガルサービスの提供」ではありません。“Full Coverage & Top Qualityの実現”を軸に、企業の意思決定プロセスを熟知した法律事務所としてクライアントの目的に応じた最適なリーガルサービスを提供します。当事務所は、今後も拠点開設や個別の目標に合わせたプロジェクトを立ち上げることによって、より幅広い地域、分野においてフルカバレッジ&トピックオリティのサービスを提供してまいります。

プレスリリースのダウンロードはこちらから



ホーチミンオフィス開設のお知らせ
www.miura-partners.com/topics/01509/

（本件に関するお問い合わせ）

三浦法律事務所 広報担当

gr_pr@miura-partners.com TEL: 03-6270-3555（広報直通）

www.miura-partners.com/ X（旧Twitter）：[@miura_partners](https://twitter.com/miura_partners)